

令和5年度に評価を行う分野横断的な政策について

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付
政策立案・評価担当参事官室

施策案：障害者の就労支援のための雇用施策と福祉施策の連携強化

1. 背景

- ・ 障害者の就労支援は、雇用施策と福祉施策がそれぞれの政策体系や政策目的を持ちつつ、連携を図りながら進めてきており、就労系障害福祉サービスから民間企業への就職が年々増加するとともに（令和元年：約2.2万人）、民間企業における雇用者数（令和3年6月1日時点：約59.8万人）も着実に増加が続いている。
- ・ 両政策の一層の連携強化に向けた必要な対応策を具体的に検討することを目的として、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」で議論を重ね、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」（令和3年6月）が取りまとめられた。
- ・ 障害者総合支援法については、平成30年4月施行の改正法の3年後見直し規定を踏まえ、令和4年6月13日に社会保障審議会障害者部会で報告書が取りまとめられた。
- ・ 障害者雇用促進法については、令和2年4月施行の改正法の3年後見直し規定を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会において、令和4年6月17日に意見書が取りまとめられた。
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が第210回国会（令和4年臨時会）で可決された。
- ・ 法改正により障害者雇用と障害者福祉の連携の促進として、以下の取組がされることとなった。

- ① 公共職業安定所及び障害者職業センターでは、障害者総合支援法に規定する就労に関する適正、知識等の評価等の結果を受けたときは、当該結果を参考として適正検査や職業指導等を行う。（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）
- ② 障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターは、障害者総合支援法に規定する就労選択支援等を行う事業者等に対して、職業リハビリテーションに関する技術的事項について、助言等の援助を行う。（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）

※施行期日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（②の一部は令和5年4月1日）

2. 政策内容（現行の政策）

- ・ 障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションと障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスとの連携が中心となり、障害者雇用の促進に向け、地域における一貫した就労支援を実施。

(1) 障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）：544ヶ所
- ② 障害者職業センター
 - ・ 障害者職業総合センター（1ヶ所）
 - ・ 広域障害者職業センター（2ヶ所）
 - ・ 地域障害者職業センター（各都道府県（52ヶ所（うち支所5ヶ所））
- ③ 障害者就業・生活支援センター：338ヶ所

(2) 障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービス

- ① 就労移行支援事業：3,301事業所
- ② 就労継続支援A型事業：3,929事業所
- ③ 就労継続支援B型事業：13,355事業所
- ④ 就労定着支援事業：1,421事業所

（参考）例えば、障害者の定着支援・職場適応援助に関わる主な支援としては、障害者就業・生活支援センター、就労定着支援事業、ジョブコーチ（※）といった支援が存在する。

※ 地域障害者職業センターが実施する「配置型ジョブコーチ」、就労支援を行っている社会福祉法人等が実施する「訪問型ジョブコーチ」、障害者雇用をしている企業等が実施する「企業在籍型ジョブコーチ」がある。

(3) テーマの提案

- ・ 障害者総合支援法及び障害者雇用促進法の見直しに関し、審議会に報告書や意見書がまとめられたところ。
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が可決されたことから、今後、障害者関係施策が大きく変わることが見込まれている。
- ・ 今後の障害者に対する支援策を効果的に実施するため、障害者施策の現状等を評価するとともに、報告書や意見書等で明らかにされた課題について、分野横断的に解決すべき事項がないかどうかを分析してはどうか。

有識者会議におけるご意見を踏まえた評価書案のイメージ（案）

【有識者会議における主なご意見】

- ① 障害者の就労支援のための雇用施策と福祉施策の連携強化を内容とする改正障害者総合支援法及び改正障害者雇用促進法が施行され、連携に関する取組が始まる時期であり、評価時期は少なくとも1年度後ではないか。
- ② 令和5年度に評価を行う場合、取組みを始めたばかりであり、よい実績値とならないことが予想される。数値だけを見て、雇用施策と福祉施策の連携の取組が進んでいないとの評価にならないよう、共通認識を持った上で議論することが必要。
- ③ 好事例の共有などから、今後何が必要かを明らかにすることを含めて考えれば、テーマとして掲げることも有益。
- ④ 当事者の視点からの評価を行うことで、当事者が求める支援やその実施状況を把握することで、取組につなげてほしい。
- ⑤ 評価結果を政策立案にも活かすことを目指すならば、政策実施段階で、評価の指標も考えることもありうるのではないか。
- ⑥ 制度変更前後の状況を適切に把握するため、あらかじめ評価軸を定めておくことは必要ではないか。どのようなデータを取り、評価を行うのかを考えた上で、現状分析や課題把握をする必要がある。
- ⑦ 審議会で専門家の議論を経た結果、法案が取りまとめられ、国会で成立後の施行段階であるため、（通常の実績評価書のような）施策内容に関する評価を行うことは難しいが、評価軸のあり方や評価指標について検討することであれば意義はあるのではないか。
- ⑧ 検討課題も残っているが、まずは改正法の施行により取組を進めていこうとしている段階で、テーマとすることについて、関係部局との調整は行われているのか。
- ⑨ 政策の方向性にも関わる内容であるため、厚生労働省内の所管部局と十分に調整を行った上で評価書案の取りまとめを行う必要がある。

対応1

- ・ 実績評価方式による評価書とは異なり、改正法による雇用施策と福祉施策の連携強化の進捗状況自体を評価することが目的ではないことを評価書の目的欄に明記する

対応2

- ・ 医療、雇用、福祉の連携の好事例を取材

（支援者の視点）

「効果的な連携」と評価するためには、支援者間でどのような要素が満たされていると考えるか。

（当事者の視点）

「効果的な連携」が当事者にどのような影響を与えるか。

（雇用者の視点）

就労支援や定着支援に当たり、医療・雇用・福祉の連携が図られていることが雇用者にどのような影響を与えるか。

連携を評価するため、どのようなデータを示せばよいか等の検討を通じて、評価書の現状分析を記載する上でのひとつの材料を示すことを目指す。

対応3

- ・ 制度所管部局と十分に調整し、対応する。